

# 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 794 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び

会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 7 月 7 日

株式会社トレードワークス  
ペガサス・システム株式会社

2023年7月7日

株式交換に係る事後開示書面

(株式交換完全親会社)

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
株式会社トレードワークス  
代表取締役社長 浅見 勝弘

(株式交換完全子会社)

東京都渋谷区道玄坂一丁目19番13号  
ペガサス・システム株式会社  
代表取締役 野月平 憲太郎

株式会社トレードワークス(以下「トレードワークス」という。)及びペガサス・システム株式会社(以下「ペガサス・システム」という。)は、2023年6月16日付で締結した株式交換契約に基づき、2023年7月7日を効力発生日としてトレードワークスを株式交換完全親会社とし、ペガサス・システムを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施しました。

本株式交換に関して会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。本株式交換は、トレードワークスにおいては会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日

2023年7月7日

2. 株式交換完全子会社における法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)

(1) 会社法第784条の2(株式交換をやめることの請求)の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第784条の2の規定に従って差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過  
反対株主の株式買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)及び第789条(債権者の異議)の手続の経過  
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過  
(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 (株式交換をやめることの請求) の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合 (簡易株式交換) に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条 (反対株主の株式買取請求) の規定による手続の経過

トレードワークスは、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2023 年 6 月 16 日付でトレードワークスの株主に対し、本株式交換をする旨並びにペガサス・システムの商号及び住所に係る公告を行いました。

なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合 (簡易株式交換) に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条 (債権者の異議) の手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)

8 株

5. その他の株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) トレードワークスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知したトレードワークスの株主はいませんでした。

またペガサス・システムは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 7 月 6 日開催の臨時株主総会において、本株式交換の承認を得ています。

(2) トレードワークスは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前 (2023 年 7 月 6 日付) のペガサス・システムの株主名簿に記載又は記録された株主 (トレードワークスを除く) に対し、その所有するペガサス・システムの株式 1 株に対してトレードワークスの株式 1,982 株の割合をもってトレードワークスの自己株式を割当交付しました。トレードワークスが割当交付した株式の総数は、15,856 株です。

(3) 本株式交換に伴う、トレードワークスの資本金及び準備金の額の変動はありません。

以上